

子ども・子育て会議	
資料 No.3	H27.10.27

新制度移行後の利用者負担額（1号）について

1号認定子どもの利用者負担額については、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、また近隣他市とのバランスを図りながら見直しを検討することとしておりましたが、平成28年度においても改定を行わず、現行の金額を継続することとします。

①私立幼稚園・認定こども園

⇒子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、平成27年度については国基準と同額の階層区分・金額を設定しているところ。平成28年度においても国基準どおりに実施。

②公立幼稚園

⇒平成27年度においては、国基準を上限として新制度移行前の水準と同程度の金額を設定しているところ。近隣他市の状況も参考にしながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、平成28年度においても、改定をせず実施。

子ども・子育て会議	
資料 No.4	H27.10.27

新制度移行後の利用者負担額（2・3号）について

平成27年度については、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けて、新制度移行前の水準と同程度の利用者負担額とし、他市とのバランスを図りながら、利用者負担額の見直しを検討することとしておりましたが、次の2点において、平成28年度についても改定を行わず、現行の保護者負担を継続することとします。

①今年度から、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進を目的として、京都府第3子以降保育料無償化事業が実施されている。本市においては、所得要件を撤廃することにより、同事業をさらに充実させ、保護者の経済的な負担軽減を図っているところである。現時点での保護者負担額の増額は、保護者の理解が得難いと思われる。

②平成28年度以降の保護者負担額の改定について、京都府下全市にアンケート調査を実施した結果、改定を予定している市はなく、本市においても他市とのバランスを図るべきである。